

## ⇨ 養老保険から定期保険に転換した場合

**Q** : 当社は役員を被保険者、当社を保険金受取人とする養老保険に加入していましたが、この度、死亡時の補償を厚くするため、掛捨の定期保険に契約転換することにしました。

この場合、過去に支払った保険料である、保険積立金の経理処理はどうなりますか？

**A** : 保険積立金のうち、新契約の責任準備金に充当される部分の金額は保険期間の経過に応じて、それ以外の部分は契約を転換した時点で、損金の額に算入することができます。

### 【解説】

生命保険契約は、契約者の申し出により、従来の契約を新しいものに切り替えることができます。この制度を「保険契約の転換」と呼んでいます。

養老保険のように満期保険金が支払われる保険契約を、満期保険金の無い定期保険に転換した場合は、その時点で従来の保険契約について精算があったものとみなされることから、資産に計上している既払の保険料のうち、新契約の責任準備金に充当される部分の金額は、新契約の保険料として取り扱われることとなります。

一方、会社が契約した定期保険の支払保険料は、保険期間の経過に応じて、損金の額に算入することとされています。

これらのことから、保険積立金のうち新契約の責任準備金に充当される部分は期間の経過に応じて損金の額に算入し、それ以外の部分の金額は、転換があった事業年度の損金の額に算入することになります。

